

告 示

埼玉県告示第千六百八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市下戸田二丁目三十一番二の一部、三十一番四の一部、三十一番五の一部、三十一番七の一部、三十一番十四の一部、三十一番十五の一部、三十一番十六の一部、三十一番十七の一部、三十一番十八の一部、三十一番十九の一部、三十一番二十の一部及び三十一番二十一）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ↶ 区画統合
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画

【起点】
起点は、戸田市下戸田2丁目31番地2の臺北端とする。

【申請に係る土地の面積】
2,473.3㎡

【格子の回転角度(87度46分10秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。